


所管部課	総務部 デジタル政策課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正概要 児童手当法の改正（令和3年5月28日法律第50号）により、引用している条項の項ずれが発生したため所要の改正を行う。</p> <p>第9条第4号及び第11条第4号中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年6月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正に対応できる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年5月28日 児童手当法の改正（法律第50号） 令和4年5月 文書課審査済み</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。